

# 米国自動車関税措置等に伴う 特別相談窓口のご案内

## 1. 特別相談窓口の設置について

(1) 経営相談窓口名 : 「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」

対象商工会議所 : 各地商工会議所(全国 515 カ所)

(2) 設置日 2025 年4月3日(木) 17:00

(3) 自動車関税や相互関税で影響を受ける企業や個人事業主を対象に、融資や資金繰り等に関する相談に対応致します。

佐野商工会議所経営支援課 TEL0283-22-5511